

九州管内の鉱山保安の概況

令和7年3月24日

九州産業保安監督部

<目 次>

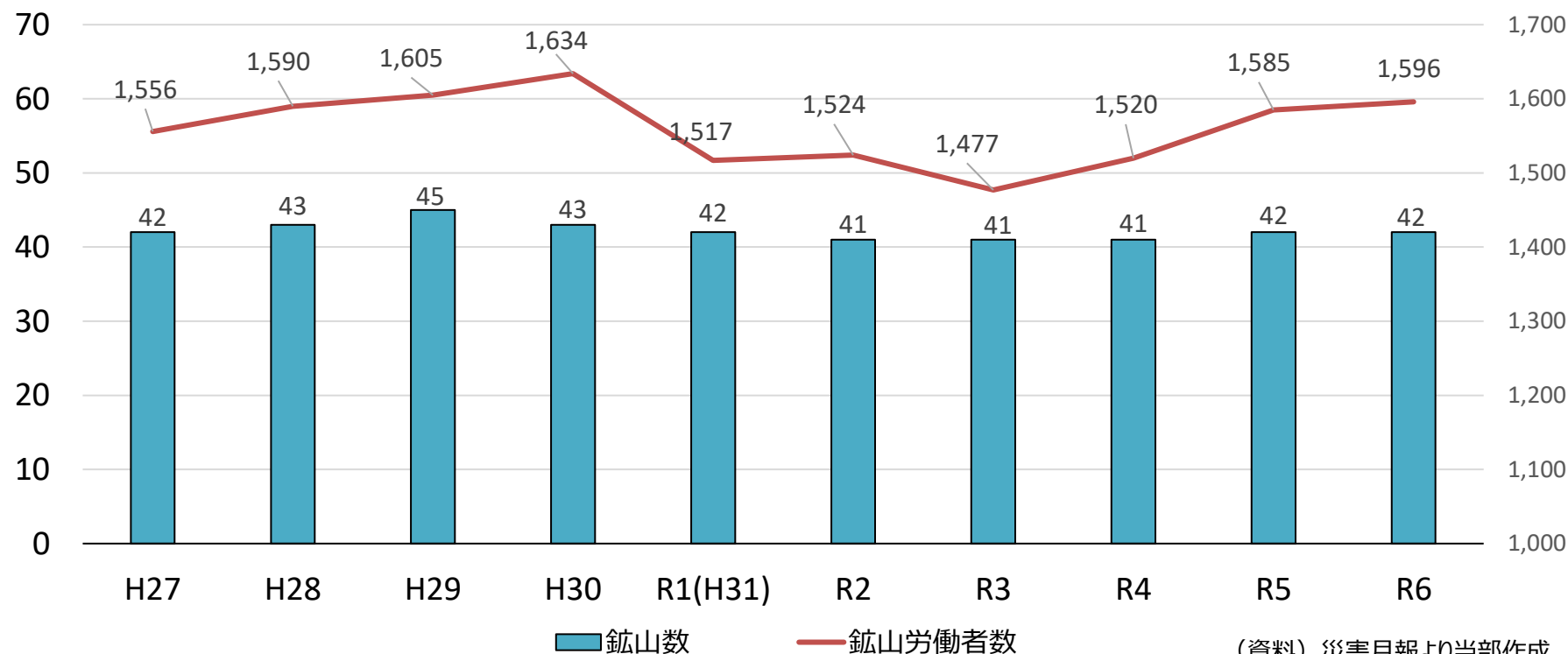
- 1. 九州管内の稼行鉱山数・鉱山労働者数**
- 2. 鉱山災害の発生状況**
 - (1) 罹災者数の推移（全国・九州管内）**
 - (2) 災害発生事由別内訳（全国・九州管内）**
 - (3) 九州管内の災害発生状況（令和 6 年）**
 - (4) 九州管内の災害事例**
- 3. 令和 6 年度の九州産業保安監督部の取り組みについて**
 - (1) 鉱山保安関係**
 - (2) 鉱害防止関係**

1. 九州管内の稼行鉱山数・鉱山労働者数

※R6.12.31 集計時点

- 令和6年末時点の鉱山数は42鉱山。前年と比較して増減なし。
- 鉱山労働者数は、1,596人。前年に比べ11人増。
- 鉱山数については、横ばい、鉱山労働者数については、近年増加傾向。

鉱山数、鉱山労働者数の推移



2. (1) ①罹災者数の推移 (全国)

※R6.12.31 集計時点

- 令和6年の罹災者数は14名（死亡0名、重傷10名・軽傷4名）で、前年に比べ11名減。
- 令和6年は3年ぶりに死亡災害がゼロ。
- 第14次計画期間の目標について、いずれの目標（度数率）も未達成。

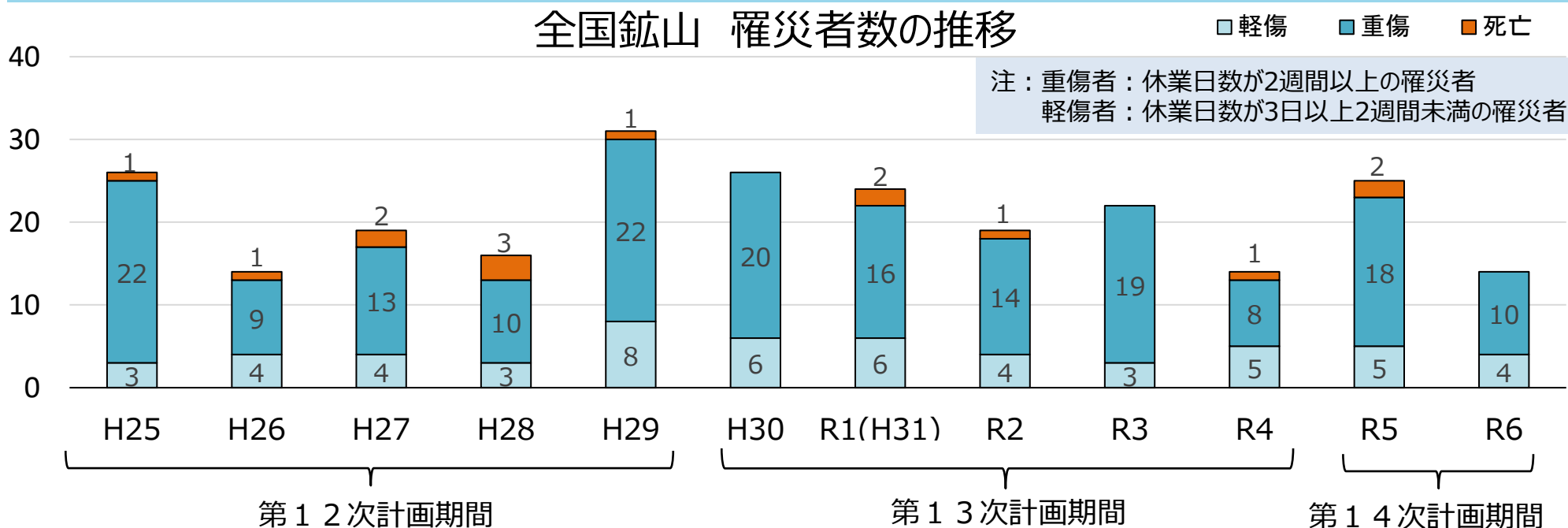
目標①：死亡災害0

→ 実績 0名（令和6年）

目標②：度数率0.70以下

→ 実績 0.99（令和5年～令和6年）

目標③：重傷災害の度数率0.50以下 → 実績 0.71（令和5年～令和6年）



（出典）中央鉱山協議会資料より当部作成

2. (1) ②罹災者数の推移（九州管内）

※R6.12.31 集計時点

- 令和6年の罹災者数は1名（死亡0名、重傷1名・軽傷0名）で、前年に比べ1名減。
- 令和6年の目標について、死亡災害にかかる目標①（死亡災害0名）、目標②（罹災者数1名以下）、目標③（重傷1名以下）のいずれについても達成

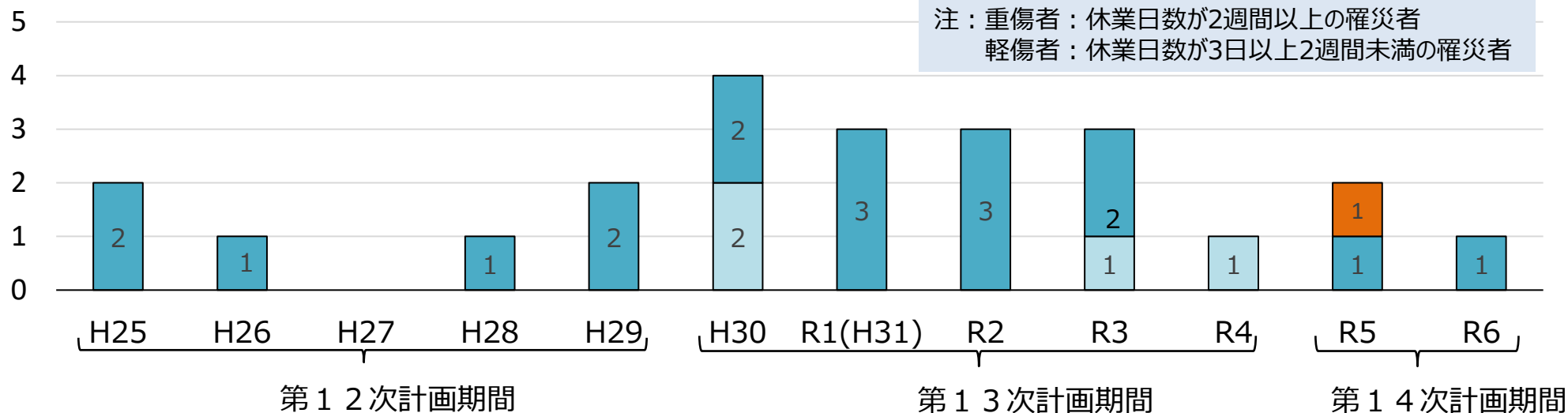
目標①：死亡災害 0名 → 実績0名（令和6年）

目標②：罹災者数（全体）1名以下 → 実績1名（令和6年）

目標③：罹災者数（重傷）1名以下 → 実績1名（令和6年）

管内鉱山 罹災者数の推移

□ 軽傷 □ 重傷 □ 死亡



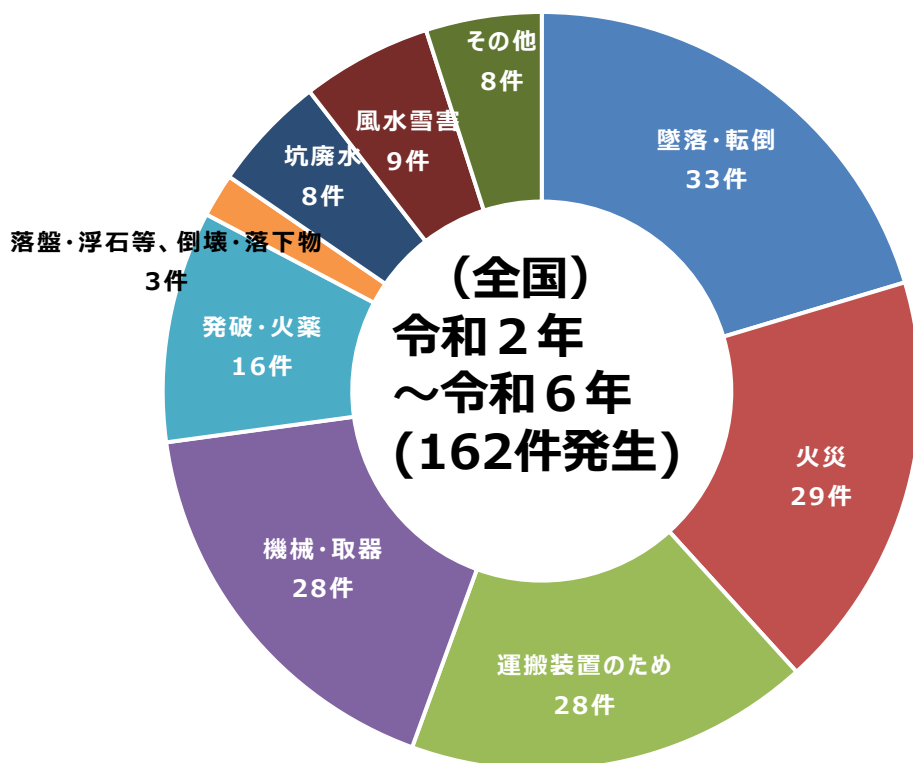
（出典）災害月報より当部作成

2. (1) 全国における災害発生事由別内訳

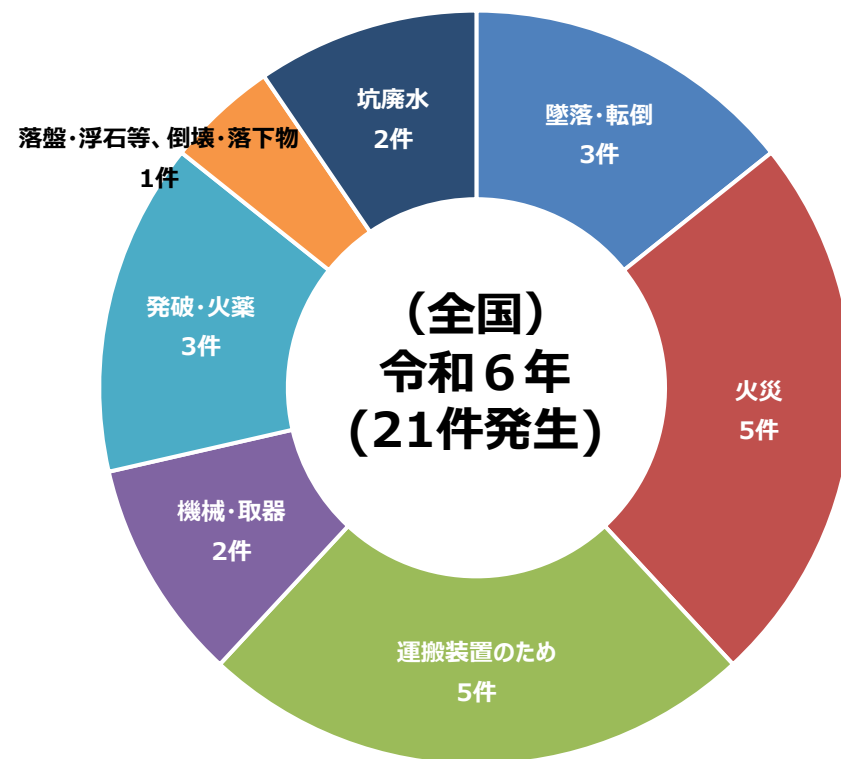
※R6.12.31 集計時点

- 過去5年間の災害発生事由は、墜落・転倒、火災、運搬装置等が上位を占めている。
- 令和6年は、墜落・転倒、機械・取扱中の器材鉤物等が減少し、火災が増加し、依然として運搬装置は多い傾向である。

令和2年～令和6年 災害発生(事由別内訳)



令和6年 災害発生(事由別内訳)



(出典) 災害月報より当部作成

2. (1) 全国における災害発生事由別内訳

※R6.12.31 集計時点

➤ 令和6年は、前年からの傾向としては、全体的な発生件数は減少したものの、火災、坑廃水は増加傾向である。

災害事由		R6	前年からの増減	R2～R6 合計
①墜落・転倒		3	△5	33
②火災		5	+1	29
③運搬装置 のため	BC・鉱車・その他	3	△1	14
	車両系鉱山機械・自動車	2	△1	14
④機械・工具・取扱中の機材鉱物		2	△6	28
⑤発破・火薬類のため		3	±0	15
⑥落盤・浮石等、倒壊・落下物		1	±0	3
⑦坑廃水		2	+2	8
⑧風水雪害		0	△1	9
⑨その他		0	△1	8
合計		21	△12	161

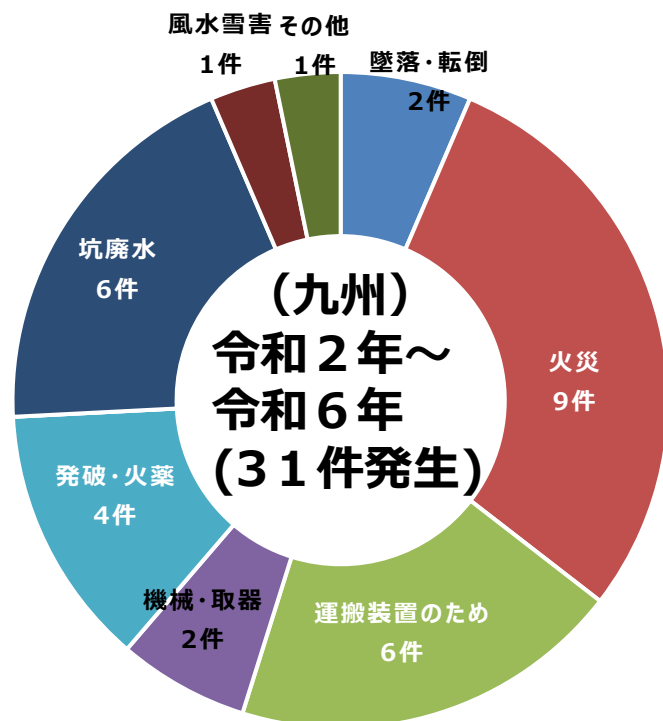
(出典) 災害月報より当部作成

2. (2) 九州管内における災害発生事由別内訳

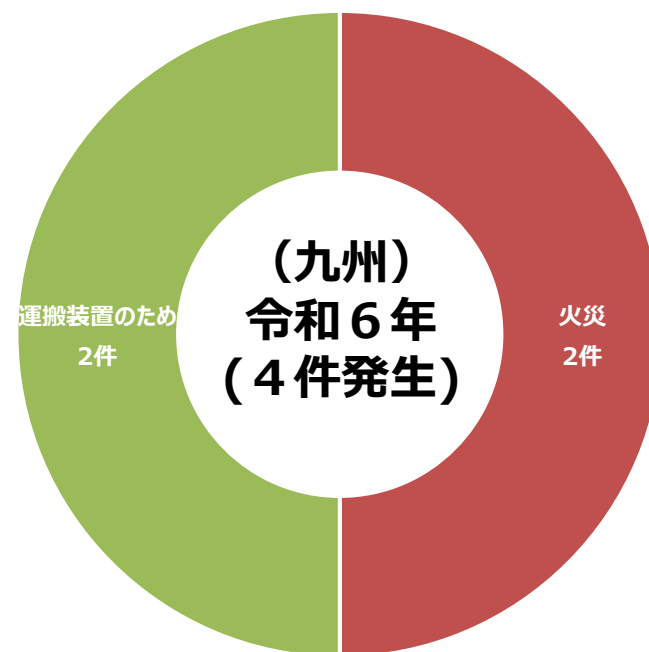
※R6.12.31 集計時点

- 九州では、全国に比べ、過去5年間では、墜落・転倒や機械・取扱中の器材鉤物等が少なく、火災、発破・火薬類が多い。
- 令和6年は、火災、運搬装置による災害が2件ずつ発生しており、近年発生していた発破・火薬類による災害は発生しなかった。

令和2年～令和6年 災害発生(事由別内訳)



令和6年 災害発生(事由別内訳)



(出典) 災害月報より当部作成

2. (2) 九州管内における災害発生事由別内訳

※R6.12.31 集計時点

➤ 前年からの傾向として火災による災害が増加しており、発破・火薬類による災害は減少している。

災害事由		R6	R5	前年からの増減
①墜落・転倒		0	0	±0
②火災		2	0	+2
③運搬装置のため	BC・鉱車・その他	1	1	±0
	車両系鉱山機械・自動車	1	1	±0
④機械・工具・取扱中の機材鉱物		0	1	△1
⑤発破・火薬類のため		0	0	±0
⑥落盤・浮石等、倒壊・落下物		0	0	±0
⑦坑廃水		0	0	±0
⑧風水雪害		0	0	±0
⑨その他		0	0	±0
合計		4	3	+1

(出典) 災害月報より当部作成

2. (3) 九州管内の災害発生状況（令和6年）

- 令和6年の災害発生件数は4件で罹災者は2名（うち1名は非鉱山労働者）。

No.	発生日	発生場所	鉱種	区分	罹災者	備考
1	5/14	坑外：棧橋	石灰石	運搬	重傷1名 ※非鉱山労働者	シップロダの稼働区域内を作業のため移動中の作業員（非鉱山労働者）がシップロダの階段底部と通路に挟まれたもの
2	6/25	坑内：積込場	金属	火災	なし	ダンプトラックのエンジンをかけようとした際にエンジンがかからず、車両から出火
3	10/9	坑外：プラント建屋	石灰石	火災	なし	プラント内で補修箇所のアーク溶接作業を行った際、溶接の残火が設備に引火したもの
4	10/10	坑内：切羽付近	石灰石	運搬	重傷1名	油圧ショベルがバックで移動した際に別の作業員と接触し、両足を履帯に轢かれたもの

（出典）事故詳報及び災害月報より当部作成

2. (4) 九州管内の災害事例①

➤ 運搬装置（その他）のため（坑外）

シップローダの稼働区域に侵入した作業員がシップローダの階段底部と通路に挟まれたもの

①**発生日**：令和6年5月14日(火) 8時50分頃

②**発生場所**：栈橋

③**罹災者**：重傷1名（休業見込 3 か月以上）

④**概要**

- ・作業員（非鉱山労働者）が足場組立作業場へ向かうためにシップローダの稼働区域に侵入した際、稼働中のシップローダの階段底部と通路に挟まれたもの

⑤**原因**

- ・シップローダの移動速度が遅いため、危険だという認識がなかった
- ・非鉱山労働者の稼働区域（通路）への進入を認めていた
- ・請負業者間の相互連絡が不十分であった

⑥**対策**

- ・関係者に対し、災害内容を周知し、注意喚起を実施
- ・シップローダ稼働箇所入口に「船積関係者以外立入禁止」を掲示し、チェーンを設置
- ・マンホール（点検口）の蓋に「使用禁止」を掲示
- ・シップローダの稼働がわかるように栈橋入口に回転灯を設置
- ・シップローダ階段部に全設備停止可能な非常停止装置を設置



（出典）事故詳報より当部作成

2. (4) 九州管内の災害事例②

- 運搬装置（車両系鉱山機械）のため（坑内）
油圧ショベルがバックで移動した際に別の作業員と接触し、両足を轢いてしまったもの。

①**発生日**：令和6年10月10日(木) 23時40分頃

②**発生場所**：坑内：切羽付近

③**罹災者**：重傷1名（休業見込 3 か月）

④**概要**

- ・起碎石の集石作業を行うため、油圧ショベルにてバックしたところ、別の作業員と接触し、両足を轢いてしまったもの

⑤**原因**

- ・罹災者が油圧ショベルの作業範囲内に合図等無しに立ち入った
- ・油圧ショベルの運転手は、後方確認をせずにバックした
- ・油圧ショベルのミラー、バックモニターカメラ等が汚れていた

⑥**対策**

- ・関係する作業者に注意事項・作業手順等を再周知
- ・重機車両のキャビン、ミラー、バックモニターカメラの始業前清掃の徹底付き扉を設置
- ・関係作業手順の改訂を行い、関係者に巻き込まれ危険体感を含む教育を実施
- ・油圧ショベルが移動中に発報するブザー（警告音）の設置



（出典）事故詳報及び災害月報より当部作成

3. (1) ①令和6年度 保安検査の実施結果

- 令和6年度、当部は管内15鉱山に対して保安検査を実施(内訳：金属4・非金属5・石灰石6・天然ガス0)。自主保安体制、保安規程の遵守状況を確認、指導。
- 検査の指摘事項は全50件。書類検査関係が保安規程の未遵守等20件、現場検査関係ではベルトコンベア・通路防護柵等の不備等30件。

分類	指摘件数	改善が必要と認められる事項	R6FY	R5FY
書類検査	20 (40%)	・法令手続関係未届等 ・現況調査の記録未作成 ・保安規程の未遵守等 ・その他（記録の未作成、誤記載等） 計	3 1 13 3 20	4 2 21 1 28
現場検査	30 (60%)	・BC、通路防護柵等の不備 ・車両系鉱山機械・自動車及び鉱山道路等の不備 ・電気設備の不備 ・その他（施設内の粉じんのたい積、設備の腐食、減肉等） 計	10 3 2 15 30	12 0 0 10 22
計			50	50

3. (1) ②令和6年度 保安検査 重点項目

- 令和6年度の重点事項は、令和5年度の管内で死亡及び重傷災害が発生したことに鑑み、運搬装置のうち、車両系鉱山機械及び自動車と、ベルトコンベアを重点項目として実施した。

運搬装置による災害防止

①車両系鉱山機械又は自動車

②ベルトコンベア

- 重点項目にかかる指摘件数は全50件の内7件。

分類	指摘件数	指摘事項
①車両系鉱山機械 又は自動車	6件	- 点検整備記録簿に不備が認められる - 切羽の端縁において転落防止措置が講じられていない - ホイールローダのサイドミラーが外れている - 鉱山道路の走行制限速度及びブレーキテストの標示がされていない
②ベルトコンベア	1件	巻き込まれ防止のための防護カバーが不足している。
計	7件	

3. (1) ③令和6年度 全国鉱山保安表彰

- 令和6年10月8日、全国鉱山保安表彰受賞者（2 鉱山、保安従事者 19名、保安功労・貢献者 1名）を表彰。
- このうち、九州からは「保安従事者の部」において4名が受賞。

九州管内からの受賞

(1) 保安従事者の部（4名）（順不同・敬称略）

- ①中山 英造（香春鉱山：福岡県 石灰石）
- ②塩崎 賢悟（新津久見鉱山：大分県 石灰石）
- ③坂田 研吾（東谷鉱山：福岡県 石灰石）
- ④林 芳久（船尾鉱山：福岡県 石灰石）



受賞者写真

HPで公開中

https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/kouzan/hyoushou/R6zenkoku_komento.pdf

3. (1) ④令和6年度 九州地方鉱山保安表彰

- 令和6年6月19日、九州鉱山保安表彰受賞者（3鉱山、保安従事者9名）を表彰。

(1) 鉱山の部（3鉱山）

嘉穂硅石鉱山（福岡県 非金属）

新鷲ヶ巣鉱山（福岡県 非金属）

東裕四浦鉱山（大分県 非金属）

(2) 保安従事者の部（9名）（順不同・敬称略）

林 伸明（新津久見鉱山：大分県 石灰石）

中村 雅彦（新津久見鉱山：大分県 石灰石）

小松 竜峰（新津久見鉱山：大分県 石灰石）

川野 直樹（新津久見鉱山：大分県 石灰石）

竹尾 淑人（戸高鉱山：大分県 石灰石）

仲西 節三（東谷鉱山：福岡県 石灰石）

宮田 孝浩（東谷鉱山：福岡県 石灰石）

末廣 智之（船尾鉱山：福岡県 石灰石）

野下 智弘（東裕四浦鉱山：大分県 非金属）



表彰式

HPで公開中

<https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/kouzan/hyoushou/R6hyoushoukomento.pdf>

3. (1) ⑤令和6年度 全国鉱山保安週間 実施概要

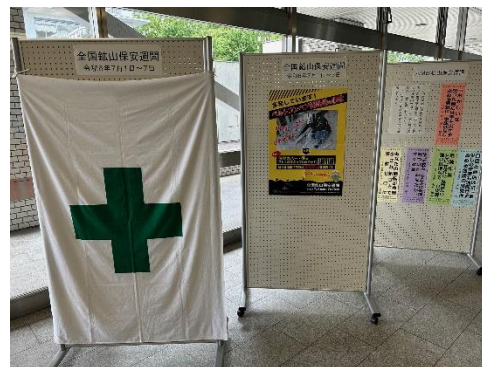
- 全国鉱山保安週間は、「国民安全の日（7月1日）」に併せ、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識及び理解を深め、鉱山災害及び鉱害の防止に資することを目的に、昭和25年度から毎年実施。
- 毎年経済産業省 本省 鉱山・火薬類監理官付で策定する「実施事項」(どういう点を注意・啓発すべきか等まとめた項目集)を各監督部を通じて、各鉱山事業者へ送付し、それに基づき事業所は周知啓発のため、講演会やポスター配布・展示、標語の選考・掲示等を実施。

<令和6年度当部実施事項>

1. 監督部長からのメッセージをホームページ・メルマガで配信
 2. 保安週間実施要綱及びポスターを各鉱山に配布
 3. 鉱山保安週間に合同庁舎本館1階ロビーにて保安標語の短冊や保安ポスター等の掲示
 4. 保安標語の募集、審査、表彰、入選標語の短冊を印刷・配布
 5. 保安標語の表彰にあわせて当部の保安講話を実施
- 表彰鉱山（4鉱山）：赤石鉱山、嘉穂硅石鉱山、菱刈鉱山、新山ヶ野鉱山（順不同）



表彰時の保安講話



合庁ロビーでの保安標語の掲示



保安ポスター

3. (1) ⑥令和6年度 鉱山保安標語入賞作品

- 当部管内で17鉱山175作品の応募があり、選考会において厳正に審査した結果、特選1作品、入選4作品を選出。
- 全国鉱山保安週間に合わせて、当部管理職他職員が鉱山に赴き、表彰状を授与。協賛の石灰石鉱業協会九州事務所および九州地方鉱山会から副賞を贈呈。

特選

- 「おかしいな」思った時には手を出さず 止める勇気に 事故はなし

赤石鉱山 井上 将吾

入選

- あなたの機転が命綱 小さな気づきで 事故ゼロに

嘉穂硅石鉱山 井上 美穂

- 危険作業 しない、させない、見逃さない、強い気持ちで 0災害

赤石鉱山 重水 祐志

- 自信と過信は紙一重 少しの作業も油断せず 高める危険の感受性

菱刈鉱山 吉野 了磨

- やって安心 やらずに後悔 気づいたあなたが、すぐ改善

新山ヶ野鉱山 鈴木 康夫

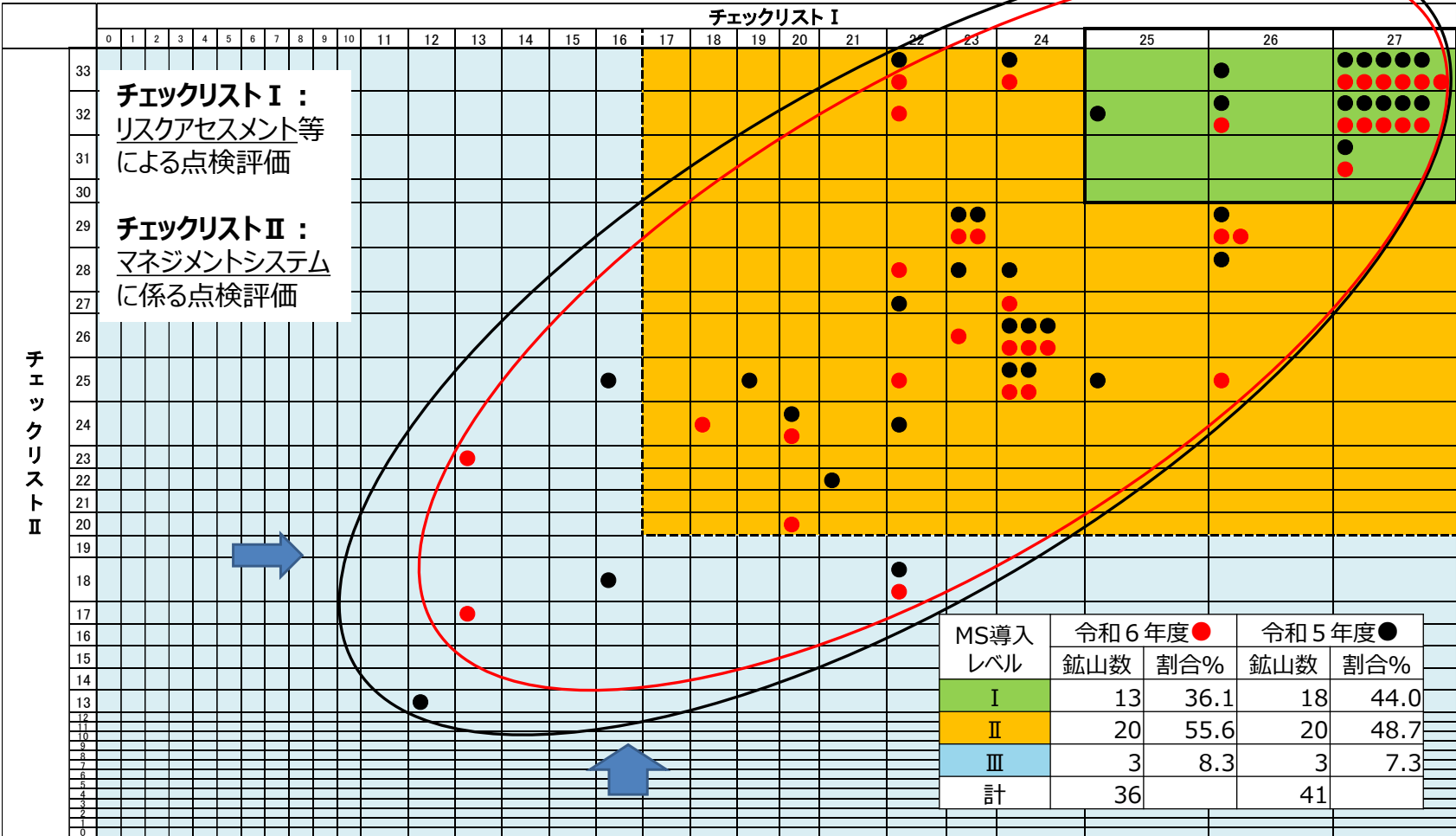
※敬称略・入選作は順不同



3. (1) ⑦令和6年度 鉱山保安マネジメントシステムの推進

- 当部では、検査時等の機会を通じ、鉱山保安マネジメントシステムの推進を図ってきたところ。
- 令和6年度のアンケートの結果、令和5年度に比べ大きな差はみられない。

令和5年度・令和6年度 鉱山分布図



(注) : 試掘鉱山は対象から除外

3. (2) 鉱害防止関係 ①令和6年度 鉱害等検査、その他検査

➤ 鉱害等検査（坑廃水、騒音等）

数値による基準が適用されている鉱山等に対して基準適合性の確認を行うもの。

➤ その他検査（集積場、休止鉱山等）

保安検査及び鉱害等検査以外で、リスクが高いと認められる施設の保守管理状況等の確認を行うもの。

【鉱害等検査】

坑廃水：公共用水域への全排出口、処理原水及び各処理施設等の処理水を採取、水量及び水質分析を実施。

騒音・振動、鉱煙：鉱山敷地境界線上であって鉱害発生のおそれの多い箇所を選定し、測定を実施。

作業環境粉じん：作業箇所の粉じん飛散防止措置や 作業者の呼吸用保護具の管理状況について検査を実施。

【その他検査】

集積場：保安規程に基づく保守管理状況を書類等により確認するとともに目視による外観検査を実施。

休止鉱山等：危害及び鉱害防止対策の実施状況等をヒアリング及び現場検査により確認を実施。

検査項目	計画	実績	検査結果
鉱害等(坑廃水)	1	1	排水基準値以内であり、特に問題は認められず指摘事項なし
鉱害等(騒音・振動、鉱煙)	2	2	規制基準値以下であり、特に問題は認められず指摘事項なし
鉱害等（作業環境粉じん）	1	1	管理区分 1 であり、特に問題は認められず指摘事項なし
その他(集積場)	1	1	集積場の安定度に関して指摘を実施。
その他(休止鉱山等)	2	2	特に問題は認められず、指摘事項なし

3. (2) ② 鉱害防止事業の概要 (全国)

- 金属鉱業等の鉱山では、他の一般産業公害と異なり、事業活動の終了後においてもカドミウム、砒素等の重金属を含む排水（坑廃水）が、「坑口」や、採掘した鉱物で品位が低いものなど不要物を集積する「集積場」から流出し、下流河川の水質汚染や農用地汚染をもたらす。
- このため、発生源対策や坑廃水処理対策による鉱害防止事業の継続的な実施が必要不可欠。

◆ 鉱害防止工事（発生源対策）

1) 坑廃水の流出を削減するための工事

- ・ 坑口の閉塞工事（坑水が出る坑口を閉める工事）
- ・ 集積場の山腹水路設置（集積場に雨水等が入らないように水路を整備する工事）、覆土植栽（集積場に雨水が浸透しないように覆土、植栽する工事）等

2) 集積場の流出防止工事

- ・ かん止堤（集積物崩壊・流出の防止のために設ける堤状の構築物）、擁壁（集積物の流出留め壁）の設置等

◆ 坑廃水処理対策

発生源対策を行っても坑廃水が止められない場合は、坑廃水処理を実施

- ・ 坑廃水の中和処理（pH調整、含有重金属を除去）

【鉱害防止工事の例】

坑道耐圧密閉



A鉱山（A県）

坑廃水処理施設の整備

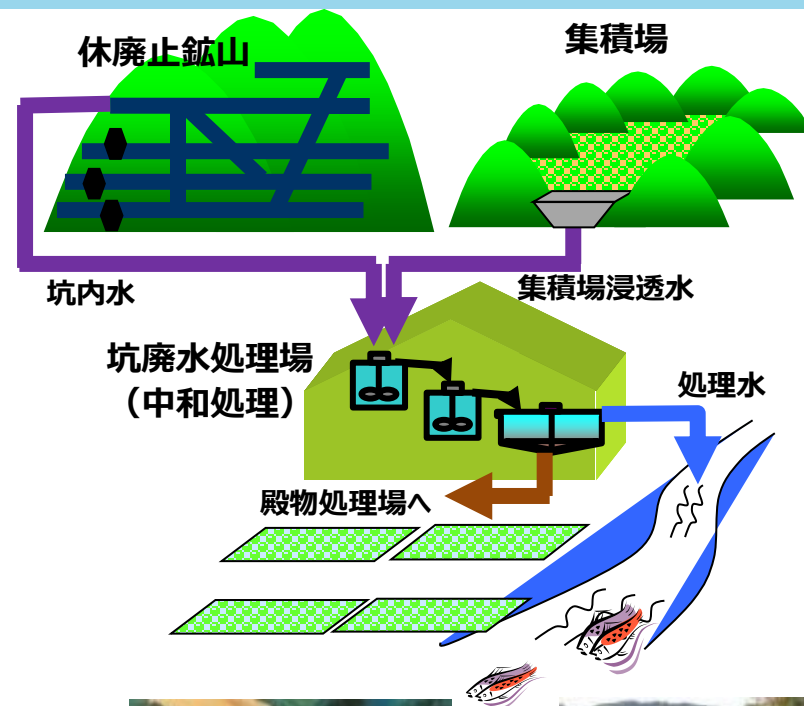


B鉱山（B県）

集積場の鉱害防止工事



C鉱山（C県）



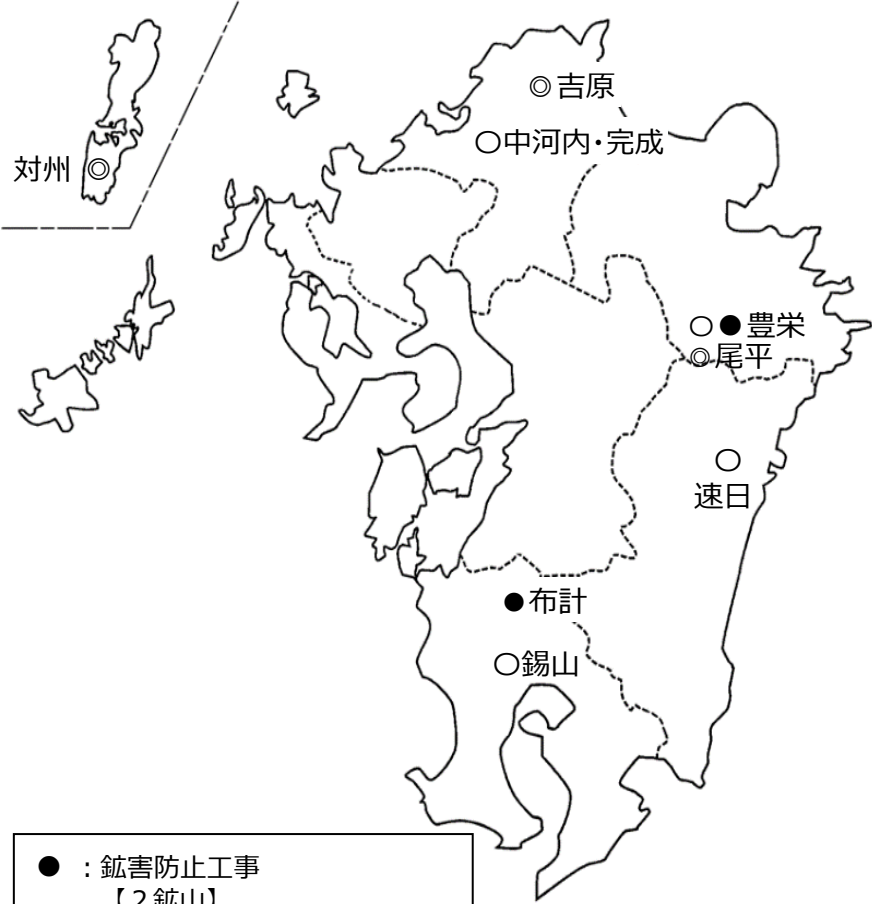
金属鉱山から流出した坑廃水により汚染された河川
(1974年（昭和49年）当時)



対策後の河川（現在）

3. (2) ③休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（九州管内）

➤ 令和6年度の管内の補助事業の実施鉱山数は8鉱山



【九州管内の補助事業概要】

工事種別	鉱山名	所在地
鉱害防止工事	豊栄	大分県 豊後大野市
	布計	鹿児島県 伊佐市
(義務者不存在分) 坑廃水处理	中河内・完成	福岡県 久山町
	豊栄	大分県 豊後大野市
	速日	宮崎県 美郷町
	錫山	鹿児島県 鹿児島市
(義務者存在分) 坑廃水处理	吉原	福岡県 北九州市
	対州	長崎県 対馬市
	尾平	大分県 豊後大野市